第二十九条 指定相談支援事業者は、指定相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定相談 支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

第三十条 指定相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなけ ればならない。

整備し、当該指定相談支援を提供した日から五年間保存しなければならない。 指定相談支援事業者は、利用者等に対する指定相談支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳 第十五条第十二号に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録

サービス利用計画

第十五条第六号に規定するアセスメントの記録

第十五条第十三号に規定するモニタリングの結果の記録 第十五条第九号に規定するサービス担当者会議等の記録

第十七条に規定する市町村への通知に係る記録 第二十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録

第二十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 則

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。 (利用者負担額に係る管理に関する経過措置)

(施行期日)

第二条 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第十三条中「指定障害福祉 ス事業者等」とあるのは「指定障害福祉サービス事業者等又は特定旧法指定施設 (法附則第二十一 第三項又は法附則第二十一条第二項若しくは法附則第二十二条第四項に」と、「含む。)」とあるのは 項に規定する指定旧法支援施設をいう。)」と〝法第二十九条第三項に』とあるのは〝法第二十九条 サービス等」とあるのは「指定障害福祉サービス等又は指定旧法施設支援 (法附則第二十一条第一 「含む。)又は法附則第二十一条第二項若しくは法附則第二十二条第四項」と、指定障害福祉サービ

○厚生労働省令第百七十四号

金曜日

官

援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を次のように定める。障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第八十条第一項の規定に基づき、 障害者自立支 伯夫

平成十八年九月二十九日 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準 厚生労働大臣 柳澤

第一章 総則 (第一条—第三条)

第三章 生活介護 (第三十三条—第五十条) 療養介護 (第四条―第三十二条)

第五章 第四章 自立訓練 (生活訓練)(第五十六条—第六十一条) 自立訓練 (機能訓練) (第五十一条—第五十五条)

平成 18年9月29日

第六章 就労移行支援 (第六十二条—第七十条)

第七章 就労継続支援A型 (第七十一条―第八十五条)

第八章 多機能型に関する特例 (第八十九条—第九十一条) 就労継続支援B型 (第八十六条—第八十八条)

第一章

第一条 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第八十条第一項の規 定による障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各号に定めるところによ

利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。

三(多機能型)生活介護の事業、児童デイサービスの事業、自立訓練 (機能訓練)(障害者自立支援 業のうち二以上の事業を一体的に行うことをいう。 就労継続支援B型 (規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)の事 続支援A型 (規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。)の事業及び する自立訓練 (機能訓練)をいう。以下同じ。)の事業、自立訓練 (生活訓練)(規則第六条の六第 法施行規則 (平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。)第六条の六第一号に規定 時間数で除することにより、当該事業所の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。 |号に規定する自立訓練 (生活訓練)をいう。以下同じ。)の事業、就労移行支援の事業、就労継 常勤換算方法 事業所の職員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき

(障害福祉サービス事業者の一般原則)

第三条 障害福祉サービス事業を行う者 (以下「障害福祉サービス事業者」という。) (次章から第八 により利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。 スを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずること えた計画 (以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービ 章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏ま

障害福祉サービスの提供に努めなければならない。 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った

ればならない。 要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなけ 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必

第二章 療養介護

3

(基本方針)

第四条 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則 第二条の二に規定する者に対して、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応 かつ効果的に行うものでなければならない。 じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切

第五条 療養介護の事業を行う者 (以下「療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所 (以下 照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなけれ 「療養介護事業所」という。)の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日

(管理者の資格要件)

ばならない。

第六条療養介護事業所の管理者は、 医師でなければならない。

(運営規程)

第七条 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事 項に関する運営規程を定めておかなければならない。

職員の職種、員数及び職務の内容 事業の目的及び運営の方針

Ξ 利用定員

療養介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

サービス利用に当たっての留意事項

五 四